

倫理規程

特定非営利活動法人キャリアデザイン研究所

(社会的責任および組織の使命)

第1条 特定非営利活動法人キャリアデザイン研究所（以下「この法人」という）は定款第3条に規定する若年者等の生きがい発見と自立に寄与する責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業の運営にあたらなければならない。

(社会的責任の維持)

第2条 この法人の役職員は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的責任の維持、向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第3条 この法人の役職員は関連法令、及びこの法人の定款その他の規定を厳格に遵守し、社会的規範に反することなく適正に事業運営をしなければならない。

(私的利益追求の禁止)

第4条 この法人の役職員は公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第5条 この法人の役職員はその職務の執行に当たり、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実を開示し、この法人が定める所定の手続きに従わなければならない。

(暴力団、反社会的勢力の排除)

第6条 この法人の役職員は、暴力団・暴力団関係企業・総会屋等の反社会的勢力またはこれらの関係団体と関係を持つことがあってはならない。

(情報開示および説明責任)

第7条 この法人の役職員はその事業活動に関する透明性を図るため、活動状況、運営内容、財務資料等を開示し社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第8条 この法人は業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すと共に個人の権利尊重に充分配慮しなければならない。

(研鑽)

第9条 この法人の役職員は、事業活動の向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(倫理委員会の設置)

第10条 この法人は倫理規程の遵守のため倫理委員会を設置し、倫理上の問題について訴えがあった場合、委員長の判断により委員会を開催し審議の結果を理事

会に報告する。

2. 倫理委員会の委員の選任、解任は理事会で決定する。

(委員会の権能)

第 11 条 倫理委員会の権能は次のとおりとする

1. 倫理委員会は倫理上の問題についてその背景、影響、対応策等を審議し問題の対応方針、処分についての意見を付して理事会に報告するものとする。
2. 倫理委員会は必要に応じ、関係者の意見聴取、該当者の弁明の機会を与えることができる。
3. 倫理委員会の審議結果は委員の全会一致で決定するものとする。

(委員会の開催)

第 12 条 倫理委員会は委員長が必要の都度招集し、原則として全員の出席で開催する。出席が困難な場合はオンライン、メール等の電子媒体による審議ができるものとする。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は理事会の決議により行う

附則

この規程は令和 3 年 1 月 22 日から施行する